

五島市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成29年度の財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年12月26日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

平成 29 年 度

財政援助団体等監査結果報告書
(指 定 管 理 者 監 査)

平成 29 年 12 月 26 日報告

五 島 市 監 査 委 員

目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査の目的	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の範囲	1
第5	監査の方法	1
第6	監査の期間	1
第7	指定管理施設の概要	1
第8	指定管理者の概要	2
第9	指定管理施設の管理の状況	3
第10	監査の結果	5
別表	指定管理施設の利用料金、利用料金の減免	9

第1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）

第2 監査の目的

財政援助団体等監査（指定管理者監査）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第7項の規定に基づき、市が自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体等に対して、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として行うものである。

第3 監査の対象 指定管理者：株式会社みいらく万葉村
所 管 課：三井楽支所

第4 監査の範囲 平成28年度の遣唐使ふるさと館（以下「ふるさと館」という。）の管理に係る出納その他の事務の執行及び指定管理者の指定手続

第5 監査の方法

監査の実施に当たっては、あらかじめ指定管理者及び所管課に関係書類の提出を求め、その内容について審査するとともに、関係者からの事情聴取及び実地調査を行った。

第6 監査の期間

平成29年10月2日から同年11月21日まで

第7 指定管理施設の概要

- 1 名称 遣唐使ふるさと館
- 2 所在地 五島市三井楽町濱ノ畔3150番地1
- 3 供用年月日 平成11年7月18日
- 4 設置目的 基幹産業の農業及び漁業の振興を促し、若年層の定着化と交流人口の増加による地域の活性化を図り、地域経済の発展に寄与する。
- 5 建物の概要
 - (1) 建築構造 鉄筋コンクリート造2階建 1棟
 - (2) 敷地面積 11,891 m²
 - (3) 延床面積 2,395.74 m²
 - (4) 施設の概要 和室休憩室、料理研究室、研修室、万葉シアター、飲食施設、特産品販売施設、ブローアー室、自動販売機コーナー、ソフトクリーム販売所、その他（トイレ、倉庫ほか）
- 6 その他 ふるさと館は、平成18年8月10日付けで「道の駅」に登録されている。

第8 指定管理者の概要

- 1 名称 株式会社みいらく万葉村
- 2 所在地 五島市三井楽町濱ノ畔 3150 番地 1
- 3 設立年月日 平成 20 年 2 月 7 日
- 4 資本金 100 万円
- 5 役員及び従業員
 - (1) 役員 6 人（代表取締役 1 人、取締役 5 人）（平成 29 年 4 月 1 日現在）
 - (2) 従業員 18 人（うち指定管理施設の従業員 18 人）（平成 29 年 1 月 1 日現在）
 - (3) 指定管理施設の従業員内訳 正規従業員 1 人、臨時従業員 17 人
- 6 事業の内容
 - (1) 公共施設の管理及び受託運営
 - (2) レストランの経営
 - (3) 農産物・水産物を原材料とする加工品の製造販売
 - (4) 農産物・水産物の販売
 - (5) 焼酎の販売
 - (6) 地元特産品店の経営 等
- 7 指定管理者の指定期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで
- 8 平成 28 年度の指定管理に係る委託料 20,000,000 円

第9 指定管理施設の管理の状況

1 指定管理者の業務内容

管理業務

遣唐使ふるさと館の指定管理に関する協定書（以下「協定書」という。）で定める指定管理者が行う管理業務は、次のとおりである。

ア ふるさと館の運営に関する業務

イ ふるさと館の施設、設備等の維持管理に関する業務

ウ その他市長がふるさと館の管理上必要があると認める業務

なお、ウの業務として指定管理者が行っている業務はなかった。

2 指定管理施設の利用状況

指定管理者応募時の利用者数の実施計画は、表1のとおりである。

表1 利用者数の実施計画 (単位：人)

区 分	年度ごとの見込み				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1 施設利用	700	720	740	760	780
2 レストラン	35,000	35,250	35,500	35,750	36,000
3 特産品販売	21,000	21,100	21,200	21,300	21,400
合 計	56,700	57,070	57,440	57,810	58,180

※1の施設は、和室休憩室、料理研究室、研修室、万葉シアターをいう。

施設の利用状況は、表2のとおりである。なお、各表の数値は、指定管理者応募時の事業計画書、事業報告書から記載した。

表2 施設の利用状況（平成28年度） (単位：人、%)

区 分	計 画	実 績	実績／計画
1 施設利用	700	356	50.9
2 レストラン事業	35,000	29,142	83.3
3 特産品販売事業	21,000	17,695	84.3
合 計	56,700	47,193	83.2

平成28年度の利用者数実績は、施設利用が356人で、計画の700人に比べ50.9%、レストランが29,142人で、計画の35,000人に比べ83.3%、特産品販売が17,695人で、計画の21,000人に比べ84.3%に留まっており、合計は47,193人で、計画の56,700人に比べ83.2%に留まっている。

利用者数実績が計画を下回った主な要因として、平成28年4月に発生した熊本地震の影響で九州地方への旅行が控えられたことが挙げられる。

3 管理に係る経費の収支状況

指定管理者応募時の収支計画は、表3のとおりである。

表3 管理に係る収支計画書

1 収入の部

(単位：千円)

収入の区分		年度ごとの見込み				
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
事業に係る収入	施設利用料	250	253	256	259	262
	指定管理料	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	レストラン	42,000	42,700	43,400	44,100	44,800
	特産品販売	51,000	52,000	53,000	54,000	55,000
	計	113,250	114,953	116,656	118,359	120,062
事業以外の収入	自動販売機手数料	500	520	540	560	580
	計	500	520	540	560	580
収入合計		113,750	115,473	117,196	118,919	120,642

2 支出の部

(単位：千円)

支出の区分			年度ごとの見込み				
			28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
事業に係る支出	施設管理	人件費	10,972	11,472	11,972	12,472	12,972
		事業費	14,381	14,427	14,474	14,523	14,571
		計	25,353	25,899	26,446	26,995	27,543
	レストラン	人件費	16,500	16,750	17,000	17,250	17,500
		事業費	20,400	21,215	21,530	21,845	22,160
		計	36,900	37,965	38,530	39,095	39,660
	特産品販売	人件費	4,500	4,750	5,000	5,250	5,500
		事業費	45,113	45,443	46,273	47,103	47,933
		計	49,613	50,193	51,273	52,353	53,433
事業以外の支出							
	計	0	0	0	0	0	
支出合計			111,866	114,057	116,249	118,443	120,636

3 収支の見込み

(単位：千円)

収支の区分		年度ごとの見込み				
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
事業に係る収支	施設管理	-5,103	-5,646	-6,190	-6,736	-7,281
	レストラン	5,100	4,735	4,870	5,005	5,140
	特産品販売	1,387	1,807	1,727	1,647	1,567
	計	1,384	896	407	-84	-574
事業以外の収支		500	520	540	560	580
収支の合計		1,884	1,416	947	476	6

事業報告書で提出された収支に係る書類は、指定管理者応募時の収支計画書に基づいて作成されておらず、収支計画書と対比することができなかつたため、事業報告書で提出されたふるさと館の損益計算書を、表4のとおり掲載する。

表4 損益計算書（平成28年度） (単位：円)

項 目	施設管理	レストラン	特産品販売	合計
売上高 ①	18,684,752	33,170,326	39,201,179	91,056,257
売上原価 ②	0	22,165,107	31,221,091	53,386,198
売上総利益 ③(①-②)	18,684,752	11,005,219	7,980,088	37,670,059
販売管理費 ④	22,702,812	13,439,428	5,413,485	41,555,725
営業利益(損益) ⑤(③-④)	-4,018,060	-2,434,209	2,566,603	-3,885,666
営業外収益 ⑥	525,166	0	0	525,166
営業外費用 ⑦	0	0	0	0
経常利益(損益) ⑧(⑤+⑥-⑦)	-3,492,894	-2,434,209	2,566,603	-3,360,500
法人税、住民税 ⑨	71,000			71,000
当期損益 ⑩(⑧-⑨)	-3,563,894	-2,434,209	2,566,603	-3,431,500

※消費税分を控除している。

※指定管理料は、施設管理の売上高に含まれている。

管理に係る経費の収支状況の実績は、収支計画の1,884千円の黒字に対し、特産品販売では2,566,603円の黒字であったが、施設管理で3,563,894円、レストランで2,434,209円の赤字であったため、合計では3,431,500円の赤字となっている。

熊本地震の影響による利用者数の減少が、ふるさと館の収支に影響があったものと考えられる。

第10 監査の結果

指定管理者のふるさと館の管理に係る出納その他の事務の執行及び所管課の指定管理者の指定手続等について監査した結果、次に掲げる指摘事項等のとおり改善、検討等を要するものが見受けられたので、意見を付してその状況を記載する。

なお、一部の指摘事項等については、平成21年度の財政援助団体等監査(指定管理者監査)において指摘したにもかかわらず、今回の監査においても同様の指摘事項等が見受けられた。したがって、今回の監査対象以外の指定管理者制度導入施設についても、必要な措置を講じられたい。

1 株式会社みいらく万葉村

(1) 指摘事項

ア 研修室の利用において、特定の利用者に対し、消費税増に伴う改定前の利用料金を徴収していた。自治法第244条の2第8項及び第9項の規定により、指定管理者の収入として収受させることができる公の施設の利用料金は、条例の定めるところによるとされているから、五島市遣唐使ふるさと館条例(平成16年五島市条例第154号。以下「ふるさと館条例」という。)に定めのない料金は徴収できな

い。ふるさと館は、指定管理者に管理を委任しているものの、市民等が利用する公の施設であるから、施設の利用に関しては、公平性を確保されたい。

イ 高等学校がふるさと館を利用した際の利用料金について、指定管理者は、五島市遣唐使ふるさと館条例施行規則（平成16年五島市規則第134号。以下「ふるさと館規則」という。）別表第2項に定める減免の率「100分の100」を適用して当該利用料金を減免している。しかしながら、同項は、市内の小学校又は中学校が利用する場合を対象にしており高等学校は対象外であるから、同項による減免はできない。高等学校が利用する場合は、同表第4項の「市内の官公署」に該当するとして、同項に定める減免の率「100分の50」を適用すべきである。

ウ 利用料金については、自治法第244条の2第9項及びふるさと館条例第10条第2項の規定により、あらかじめ市長の承認を受けなければならないが、承認を受けていないので、適正な事務処理をされたい。

エ ふるさと館規則第8条の規定により、指定管理者は利用料金等をふるさと館の見やすい場所に掲示しておかなければならないが、掲示していないので、是正されたい。

(2) 指導事項

ア 利用料金を減免する場合において、減免申請書の提出のみで施設利用申込書が提出されていないので、施設利用申込書を提出させるべきである。

イ 次のとおり、適正な事業報告書が作成されていない。事業報告書は指定管理施設の管理の業務の実施状況その他管理の実態を把握するために必要なものであるから、指定管理者は、適正な事業報告書を作成すべきである。

(ア) 事業報告書に添付されている収支報告書が、指定申請時に提出した収支計画書に基づき作成されていない。

(イ) 協賛金等が管理に関する経費に含まれているなど、管理に関する経費とそれ以外の経費が明確に区分されていない。

(3) 意見

ふるさと館の利用者数については、熊本地震の影響により事業計画書に掲げた目標を下回ったものの、指定管理者は、各種イベントの開催、世界遺産登録を見据えたプランを旅行会社に提案するなど、経営のノウハウを発揮し、利用者の増加と住民サービスの向上を図る努力がみられた。

しかしながら、利用料金の徴収事務において、特定の利用者に対し、ふるさと館条例で定められていない利用料金を徴収するなど、不適切な点が見受けられた。指定管理者は、市長に代わって住民の財産であるふるさと館を管理しているのであるから、そのことを十分に認識し、関係法令等を遵守した上で、当該施設の設置目的に沿った管理及び公平性の確保に努められたい。

2 三井楽支所

(1) 指摘事項

ア 自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定により、市長は、「指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。」とされているところ、1 (1) 及び(2)に掲げる事項について、ふるさと館条例及び協定書に規定する事項が遵守されていないにもかかわらず、何ら指示をしていない。

また、次に掲げる事項については、指定管理者は市長の承認を受なければならないが、市長は指定管理者に承認の申請をするよう指示していない。

これらの多くは、指定管理者制度の基本的事項であるから、市長は、指定管理者に対して必要な指示をすべきである。

(ア) 利用料金を定めること。(自治法第 244 条の 2 第 9 項及びふるさと館条例第 10 条第 2 項)

(イ) 利用に係る申請書等の様式を定めること。(ふるさと館規則第 4 条)

イ 自動販売機の設置については、当該業務がふるさと館条例第 3 条第 2 項第 3 号に掲げる業務であると認めるならば、協定書において当該業務の実施を定め、その利用料金についてふるさと館条例に規定すべきであり、行政財産の目的外使用に当たるのであれば、使用許可申請書を市に提出させるべきである。

また、上記のほか、ふるさと館の指定管理者に管理を行わせる業務、指定管理者の収入として収受させる利用料金等について、ふるさと館条例の規定と協定書の間にごそがあるので、関係課と協議し整備されたい。

ウ ふるさと館条例第 4 条においてレストランの開館時間は午後 10 時まで、第 5 条において休館日は水曜日(1 月から 6 月まで及び 9 月から 12 月までの期間)と規定している。しかしながら、平成 18 年度から毎月変更承認申請書が提出され、レストランの予約状況により開館時間を短縮し、休館日である水曜日を開館しており、条例で規定した事項が遵守されていない。条例で規定した事項が実態と合わないのであれば、条例を改正すべきである。

エ ふるさと館の指定においては、各年度ごとに締結する協定を毎年度締結しているが、指定期間全体に関する基本的な協定(以下「基本協定」という。)を締結していない。しかしながら、五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 7 条において、指定を受けた公の施設の管理を行う期間について、市長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならないと規定しているから、指定期間全体に関する基本協定を締結すべきである。

また、「指定管理者制度の運用について」(平成 22 年 12 月 28 日付け総行経第

38 号総務省自治行政局長通知)において、指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定するとされていることから、この通知に該当する場合には債務負担行為を設定すべきである。

オ 公の施設の情報の公開については、五島市情報公開条例第 25 条第 1 項の規定により、指定管理者は当該公の施設の管理する情報の公開に努めるとされ、同条第 2 項において、実施機関は指定管理者に対し、情報の公開が推進されるよう必要な指導に努めるとされている。しかしながら、指定管理者においては、情報公開に関する内部規定を設けるなどして、その保有する情報を自主的に公開しておらず、所管課においても指定管理者に対し適正な運用を行うよう指導していないので、条例の趣旨にのっとり、情報の公開に努められたい。

(2) 指導事項

ふるさと館は、「指定管理施設の運用方針について」(平成 27 年 10 月 19 日付け 27 五財第 1217 号五島市指定管理者選定委員会委員長通知)により、定期的に施設の運用状況や今後の施設のあり方について関係者及び利用者等による協議を行い、その協議結果について、指定管理者選定委員会に報告する対象施設に指定されている。しかしながら、この通知に基づく取組みがなされていないので、指定管理者制度を導入した公の施設の管理が条例、協定書等に基づき適正に行われているか、サービスの向上につながっているかを把握するため、積極的に取り組まれたい。

(3) 意見

市は、ふるさと館の管理の権限を指定管理者に委任しているものの、当該施設の設置者としての責任があるのだから、市長は、指定管理者に対して必要な報告を随時求め、実地において調査し、常に当該施設の管理の状況を把握しながら、設置目的に沿った管理がなされるよう適切な指示をされたい。その際は、指定管理者制度が、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としていることに十分配慮すべきである。

また、指定管理者制度においては、指定管理者によるサービス水準の維持と適正な運営の確保が重要であるから、業務の実施内容の点検やモニタリングを実施し、住民サービスの向上及び利用促進に努められたい。

別表1 遣唐使ふるさと館の利用料金

(単位：円)

施設等の名称		利用区分	条 例
和室休憩室 (1階)	営利を目的としないもの	4時間以内	1,540
		4時間超8時間以内	1,030
		8時間超	510
料理研究室 (1階)	営利を目的としないもの	4時間以内	2,060
		4時間超8時間以内	1,030
		8時間超	510
研修室 (2階)	営利を目的としないもの	4時間以内	1,540
		4時間超8時間以内	1,030
		8時間超	510
	営利を目的とするもの	4時間以内	15,400
		4時間超8時間以内	30,900
8時間超			
万葉シアター	大人(高校生以上)		310
	子供(小学生及び中学生)		210
	団体(15人以上)	大人	260
		子供	150
電動アシスト自転車	1台	1時間につき	100

※和室休憩室、料理研究室、研修室は1時間につきの利用料金。

※万葉シアターは1回当たりの利用料金。

別表2 遣唐使ふるさと館の利用料金の減免

減免の要件		減免の率
1	市が主催する行事に利用する場合	100分の100
2	市内の小学校又は中学校が、教育課程に基づく教育活動として利用する場合	100分の100
3	市が共催する行事に利用する場合	100分の80
4	市内の官公署、公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする団体が、その目的のため直接利用する場合	100分の50
5	その他市長が必要と認める場合	100分の30